現行	改正案	備考
目 次	目 次	
第1編 総則	第1編 総則	
第1章 計画の目的 <u>・方針等</u>	第1章 計画の目的	
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格 <u>及び基本方針等</u>	第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	第4節 災害の想定	
第5節 市地域防災計画の修正	第5節 市地域防災計画の修正	
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務	第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務	
の大綱	の大綱	
第1節 実施責任	第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
第1節 防災協働社会の形成推進	第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	
第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
第2章 防災訓練及び防災意識の向上	第2章 防災訓練及び防災意識の向上	
第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
第2節 <u>防災知識の普及</u>	第2節 <u>防災のための意識啓発・広報</u>	
第3章 避難対策	第3章 避難対策	
第1節 避難に関する計画	第1節 避難に関する計画	
第2節 必需物資の確保対策	第2節 必需物資の確保対策	
第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策	
第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整	
備	備	
第2節 避難場所及び避難道路の指定等	第2節 <u>緊急</u> 避難場所及び避難道路の指定等	
第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
第5章 要配慮者対策	第5章 <u>避難所・</u> 要配慮者 <u>支援・帰宅困難者</u> 対策	
第6章 帰宅困難者対策	第1節 避難所の指定・整備	

第7章 文教対策

第8章 都市の防災性の向上

第1節 防災街区等整備対策

第2節 都市防災化計画

第3節 都市排水対策

第4節 地下空間の浸水対策

第5節 被災宅地対策

第9章 建築物等の安全化

第1節 交通施設対策

第2節 ライフライン施設対策

第3節 文化財保護対策

第4節 防災建造物整備対策

第10章 防災設備等の整備

第1節 防災施設<u>、</u>設備<u>等の</u>整備<u>計画</u>

第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画

第11章 水害予防対策

第1節 河川等の防災対策

第2節 道路、橋梁対策

第3節 治山対策

第4節 砂防対策

第5節 農地防災対策

第12章 事故・火災等予防対策

第1節 鉄道災害対策

第2節 道路災害対策

第3節 火災予防対策

第13章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

第2節 救護隊等による協力体制の整備

第3節 帰宅困難者対策

第6章 文教対策

第7章 都市の防災性の向上

第1節 防災街区等整備対策

第2節 都市防災化計画

第3節 被災宅地対策

第8章 建築物等の安全化

第1節 交通施設対策

第2節 ライフライン施設対策

第3節 文化財保護対策

第4節 防災建造物整備対策

第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等

の整備

第 1 節 防災施設  $\cdot$  設備  $\underline{$  災害用資機材及び体制 の整

備

第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画

第10章 水害予防対策

第1節 河川等の防災対策

第2節 雨水出水対策

第3節 浸水想定区域における対策

第4節 地下空間の浸水対策

第5節 道路、橋梁対策

第6節 治山対策

第7節 農地防災対策

第11章 土砂災害等予防対策

第1節 土地利用の適正誘導

第2節 土砂災害の防止

第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

第4節 宅地造成の規制誘導

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

第12章 事故·火災等予防対策

第1節 鉄道災害対策

第2節 道路災害対策

第3節 火災予防対策

第4節 地下街等の保安対策

第13章 広域応援体制の整備

第1節 広域応援体制の整備

第2節 救護隊等による協力体制の整備

第14章 防災に関する調査研究の推進

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制 (組織の動員配備)

第1節 災害対策本部の組織等

第2節 非常配備の体制等

第2章 気象情報等の伝達

第3章 被害状況等の収集・伝達

第4章 水防

第5章 消防

第6章 広報

第7章 避難

第1節 避難対策

第2節 避難所の開設・運営

第8章 要配慮者支援対策

第9章 帰宅困難者対策

第10章 救出

第11章 医療救護・防疫・保健衛生

第1節 医療救護

第2節 防疫・保健衛生

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第1節 給水

第2節 食品の供給

第3節 生活必需品の供給

第13章 輸送対策

第14章 交通施設対策

第15章 ライフライン施設等の応急対策

第1節 電力施設対策

第2節 ガス施設対策

第3節 水道対策

第4節 下水道等対策

第5節 一般通信施設等の対策

第16章 ボランティアの受入計画

第17章 応援協力・派遣要請

第1節 広域応援の要請

第2節 職員派遣の要請等

第3節 自衛隊の災害派遣

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

第18章 清掃

第19章 遺体の取扱い

第14章 防災に関する調査研究の推進

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制 (組織の動員配備)

第1節 災害対策本部の組織等

第2節 非常配備の体制等

第2章 気象情報等の伝達

第3章 被害状況等の収集・伝達

第4章 水防

第5章 消防

第6章 広報

第7章 避難

第1節 避難対策

第2節 避難所の開設・運営

第8章 要配慮者支援対策

第9章 帰宅困難者対策

第10章 救出

第11章 医療救護・防疫・保健衛生

第1節 医療救護

第2節 防疫・保健衛生

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第1節 給水

第2節 食品の供給

第3節 生活必需品の供給

第13章 輸送対策

第14章 交通施設対策

第15章 ライフライン施設等の応急対策

第1節 電力施設対策

第2節 ガス施設対策

第3節 水道対策

第4節 下水道等対策

第5節 一般通信施設等の対策

第16章 ボランティアの受入計画

第17章 応援協力・派遣要請

第1節 広域応援の要請

第2節 職員派遣の要請等

第3節 自衛隊の災害派遣

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

第18章 清掃

第19章 遺体の取扱い

新旧ぶ	「照表(唐	以水害・原十刀等災害対東計画)		
	第1節	捜索	第1節	捜索
	第2節	遺体の処置	第2節	遺体の処置
	第3節	遺体の埋火葬	第3節	遺体の埋火葬
	第20章	被災宅地の応急危険度判定	第20章	被災宅地の応急危険度判定
	第21章	住宅対策	第21章	住宅対策
	第1節	被災住宅等の調査	第1節	被災住宅等の調査
	第2節	応急仮設住宅の供与	第2節	応急仮設住宅の供与
	第3節	住宅の応急修理	第3節	住宅の応急修理
	第4節	障害物の除去	第4節	障害物の除去
	第22章	防災営農	第22章	防災営農
	第23章	学校における対策	第23章	学校における対策
	第24章	鉄道災害対策	第24章	鉄道災害対策
	第25章	道路災害対策	第25章	道路災害対策
	第26章	航空災害対策	第26章	航空災害対策
	第27章	危険物等災害対策	第27章	危険物等災害対策
	第28章	大規模火災及び林野火災対策	第28章	大規模火災及び林野火災対策
	第1節	大規模な火事災害対策	第1節	大規模な火事災害対策
	第2節	林野火災対策	第2節	林野火災対策
	第29章	航空機の活用	第29章	航空機の活用
	第30章	災害救助法の適用	第30章	災害救助法の適用
		第4編 災害復旧計画		第4編 災害復旧 <u>·復興</u> 計画
	第1章 2	公共施設災害復旧 <u>事業</u>	第1章 2	公共施設 <u>等</u> 災害復旧 <u>対策</u>
			第1節	公共施設等災害復旧事業
			第2節	激甚災害の指定
			第3節	暴力団等への対策
	第2章 第	後害復旧事業に伴う財政援助及び助成	第2章 第	災害廃棄物処理対策
	第3章 第	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第3章	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金
			第1節	罹災証明書の交付等
			第2節	被災者への経済的支援等
			第3節	住宅等対策
			第4節	商工業の再建支援
			第5節	農林水産業の再建支援
		第5編 原子力災害対策計画		第5編 原子力災害対策計画
	第1章 方	枚射性物質及び原子力災害予防対策	第1章 加	枚射性物質及び原子力災害予防対策
	第2章 加	<b>対射性物質及び原子力災害応急対策</b>	第2章 加	<b>牧射性物質及び原子力災害応急対策</b>

第1編 総則

1-1 第1章 計画の目的<u>・方針等</u>

第2節 計画の性格及び基本方針等

1. 地域防災計画 -風水害・原子力等災害対策計画-

(2) この計画を効果的に推進するため、本市は、防災に 関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面に おける女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女 共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確 立するとともに、減災の観点からの災害対策や住民一人 ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害の軽減 に努めるものとする。

(3) 略

(追加)

第1編 総則

第1章 計画の目的

第2節 計画の性格

1. 地域防災計画 -風水害・原子力等災害対策計画-(削除)

(2) 略

### 2 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減 災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計 画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針と なるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全 体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減す る
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする
- 3. 他計画との関係

(削除)

2. 他計画との関係

(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する

国土強靱化基本法 (平成 25 年法律第 95 号) に基づく 「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の 国土強靱化地域計画を指針とするものとする。

(2) 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) に基づく「愛知 県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) に基づく「愛知県 水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

### 第3節 計画の構成

構成		主な内容	
第4編 災害復旧計		被災地域の迅速な復旧に	
	画	向けた対策 等	

1-4 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発、市街化の進行など<u>により</u>、洪水などの災害リスクが高まっている。

(略)

1-6 第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務 の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1-7 2. 県

① 県

ア (略)

(追加)

(追加)

<u>イ</u>~<u>ヌ</u> (略)

3. 指定地方行政機関

1-8

第3節 計画の構成

構成		主な内容	
第4編	災害復旧 <u>・復</u>	被災地域の迅速な復旧・	
	興計画	復興に向けた対策 等	

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、 洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

(略)

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務 の大綱

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

2. 県

① 県

ア (略)

イ 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、 名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水 防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表 する。

ウ 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。

<u>エ</u>~<u>ノ</u> (略)

3. 指定地方行政機関

(追加)	① 中部管区警察局
	ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に
	関することを行う。
	イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連
	携に関することを行う。
	ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関するこ
	<u>とを行う。</u>
	エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信
	統制に関することを行う。
	オ 情報の収集及び連絡に関することを行う。
鱼加)	② 東海財務局
	ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復
	旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、
	民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災
	害復旧事業を実施することができるようにする。
	<u>イ</u> 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等
	のために災害つなぎ資金を希望する場合には、領
	期貸付の措置を適切に運用する。_
	ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費
	の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の
	許す限り、財政融資資金をもって措置する。
	エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
	においては、現地における災害の実情、資金の需
	要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りて
	つ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認
	められる範囲内で、適切な措置を要請する。
	オ 災害が発生した場合における応急措置等のた
	め必要があると認められるときは、管理する国有
	財産について、関係法令等の定めるところによ
	り、無償貸付等の措置を適切に行う。
ha)	③ 東海北陸厚生局
	ア 災害状況の情報収集、連絡調整
	イ 関係職員の派遣
	ウ 関係機関との連絡調整
ha)	<u>④ 東海農政局</u>
	ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を
	<u>推進する。</u>
	イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関す

る情報収集を行う。

① 中部森林管理局

(略)

(追加)

(追加)

- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な 供給を図るため必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病害虫防除に関す る応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置 について指導を行うとともに、これらの災害復旧 事業の実施及び指導を行う。
- 力 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等 について応急措置を行う。
- キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有 する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の 融通等について指導を行う。
- ケ 応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査 し、調達・供給体制を整備する。
- コ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に 基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売 業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する 等所要の措置を講ずる。
- サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を 消費者から収集し、又は消費者に提供するための 緊急相談窓口を設置する。
- シ 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援 する。
- ⑤ 中部森林管理局 (略)
- ⑥ 中部経済産業局
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行 う。
- イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。
- ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係 機関から情報を収集するとともに、必要に応じ て、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整 を行う。
- エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の 再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行 う。
- ① 中部近畿産業保安監督部 高圧ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又

② 中部運輸局

(略)

③ 大阪航空局中部空港事務所

(略)

(追加)

- ④ 名古屋地方気象台
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 発表をする。
- <u>イ</u> 気象業務に必要な観測<u>体制の充実を図るとと</u> <u>もに</u>、予報<u></u>通信<u>等の</u>施設<u>及び設備</u>の整備に努め る。
- ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- エ 木曽川、長良川、庄内川(矢田川を含む)、矢作 川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局 と共同して、洪水についての水防活動の利用に適

はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保 安の確保に必要な監督又は指導を行う。

⑧ 中部運輸局

(略)

- ⑤ 大阪航空局中部空港事務所
- ⑩ 第四管区海上保安本部
- ア 情報の収集、伝達を行う。
- イ 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、 その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- ウ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要と する場合における援助を行う。
- エ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、 航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報 を行う。
- オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難 勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に 必要な保安措置を指示する。
- カ 海上火災の発生するおそれのある海域にある 者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。
- キ 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必 要な措置をとる。
- ク 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ケ 海上における治安を維持する。
- ① 名古屋地方気象台
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、 発表を行う。
- <u>イ</u> 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- <u>ウ</u> 気象業務に必要な観測、予報<u>及び</u>通信施設の整 備に努める。

(削除)

合する警報及び注意報を発表する。

- オ 新川、天白川、日光川、境川・逢妻川について 愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利 用に適合する警報及び注意報を発表する。
- カ 愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表す る。
- <u>キ</u> 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュア ルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な 支援・協力を行う。
- ク 災害の発生が予想されるときや、災害発生時に おいて、県や市町村に対して気象状況の推移やそ の予想の解説等を適宜行う。
- <u>ケ</u> 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活 動に努める。

(追加)

(追加)

(削除)

(削除)

工 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的 な支援・助言を行う。

(削除)

- <u>オ</u> 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 活動に努める。
- ⑩ 東海総合通信局
- ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信 施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び 電波の監理を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保のための応急 対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の 調査を行う。
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての 指導に関することを行う。
- カ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- キ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方 公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動 通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行 う。
- ③ 愛知労働局
- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等 労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談 について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有 害物の漏えい等による災害防止のための監督指 導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努め る。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に

⑤ 中部地方整備局

ア、イ (略)

ウi~vii (略)

vii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災へリコプター<u>・各災害対策車両</u>・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

(追加)

(追加)

(追加)

対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の 確保に努める。

- エ 被災者の医療対策について必要があると認め られるときは、管轄区域内にある労災病院又は労 災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員 の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう に要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅 速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等 に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者 給付における基本手当(賃金日額の 4.5 割~8 割 に相当する額)の支給を行う。
- 4 中部地方整備局

ア、イ (略)

ウi~vii (略)

vii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災へリコプター・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

- ⑤ 中部地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収 集及び提供を行う。
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄 物の発生量の情報収集を行う。
- 16 近畿中部防衛局東海防衛支局
- ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との 連絡調整を行う。
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
- ② 国土地理院中部地方測量部
- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及 び伝達における地理空間情報の活用を図る。

	<u>イ</u> 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、
	国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の
	利活用を図る。
	ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の
	際、地理情報システムの活用を図る。
	エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、
	位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に
	実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図
旨定公共機関	5. 指定公共機関
加)	① 独立行政法人国立病院機構
,	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び
	被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行
	5.
1)	
H/	水資源開発施設等(ダム、調整池、頭首工、用
	排水路、水門等)の保全及び同施設を通じて行わ
	れる流水の機能の維持に努めるとともに、これら
art \	の施設の災害復旧を行う。
加)	③ 独立行政法人地域医療機能推進機構
	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び
	被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行
	<u>5.</u>
)	(4) 日本銀行
	<u>災害が発生した場合においては、関係機関と協</u>
	<u>ア 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金</u>
	融機関の所要現金の確保について必要な援助を
	行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置
	<u>を講じる。</u>
	<u>イ り災金融機関に早急な営業開始を要請すると</u>
	ともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等に
	より営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を
	とるよう要請する。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ① 日本赤十字社

ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護 員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、 血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を 行う。

イ~エ (略)

オ 義援金の受付及び配分を行う。

(略)

② 日本放送協会

(略)

(追加)

(追加)

### 施するよう要請する。

- i り災者の預貯金について、実情に即する簡易 な確認方法による払戻し及び定期預金等の期 限前解約
- ii 手形交換については、交換開始時刻、交換尻 決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日 までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶 予並びに不可抗力により支払期日の経過した 手形の交換持出の容認
- iii 災害関係融資について実情に即した措置
- 工 損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。
- オ 国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋 支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じ る。
- カ 日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密に し、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置 をとる。
- キ 上記措置については、金融機関と協力して速や かにその周知徹底を図る。
- ⑤ 日本赤十字社
- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護 員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、 血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等 を行う。

イ~エ (略)

オ 義援金等の受付及び配分を行う。 (略)

<u>⑥</u> 日本放送協会

(略)

⑦ 中日本高速道路株式会社

高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道(一般有料 道路区間)の改築、維持、修繕又はその管理を行 うとともに災害復旧を行う。

- ⑧ 中部国際空港株式会社
- ア 空港及び航空保安施設の管理運用を行う。
- イ 空港における航空機事故の予防を図る。
- ウ 空港施設の応急点検体制を整備する。

(追加)

① 日本郵便株式会社(略)

⑧ 中部電力株式会社

ア、イ (略)

- ウ 原子力発電所において異常が発生した場合に、 必要な情報提供を行う。
- ⑨ 東邦ガス株式会社

ガス施設の災害予防措置を講<u>じ、</u>発災後は被災 施設の復旧を実施し、供給停止等の需要<u>者</u>に対し て、早期供給再開を図る。

① 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急 便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式 会社

(略)

- ③ 西日本電信電話株式会社
- ア 災害時における情報等の正確<u></u>迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し<u>て</u>、通 信設備を優先的に利用させる。

(追加)

- エ 航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保 を行う。
- オ 空港及び空港周辺の航空機事故における消火 救難活動を行う。
- カ 航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。
- ⑨ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電 気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・ 管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の 運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社 線による振替輸送等を行う。
- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ⑩ 日本郵便株式会社

(略)

① 中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開 発株式会社

ア、イ (略)

(削除)

- 即 東邦瓦斯株式会社
- ア ガス施設の災害予防措置を講<u>ずる。</u>
- <u>イ</u> 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等 の需要<u>家</u>に対して、早期供給再開を図る。
- 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急 便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式 会社

(略)

- ⑭ 西日本電信電話株式会社
- ア 災害時における情報等の正確<u>かつ</u>迅速な収集、 伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信 設備を優先的に利用させる。
- ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通 信施設の整備を行う。

(追加)

- ウ 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び 設備の早期復旧を図る。
- エ (略)
- <u>オ</u> (略)
- ① エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式 会社

(略)

⑤ KDDI株式会社

(略)

⑥ 株式会社NTTドコモ

(略)

⑦ ソフトバンクモバイル株式会社

(略)

1-13 6. 指定地方公共機関

(略)

(追加)

② 各ガス事業会社

(略)

(追加)

- ③ 名古屋鉄道株式会社
- ア 線路、トンネル、橋梁、電気施設その他輸送に 直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 旅客の避難、救護を実施する。
- ウ 列車の運転規制を行う。
- エ 災害により線路が不通となった場合、列車の運 転を休止し、自動車による代行輸送又は連絡社線 による振替輸送等を行う。
- オ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ④ 各民間放送及び新聞社

(略)

- <u>エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人</u> 員の配備を行う。
- <u>オ</u> 災害時における公衆通信の確保<u>並びに</u>被災施 設及び設備の早期復旧を図る。
- <u>力</u> (略)
- <u>キ</u> (略)
- 塩 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式 会社

(略)

® KDDI株式会社

(略)

⑰ 株式会社NTTドコモ

(略)

⑧ ソフトバンク株式会社

(略)

6. 指定地方公共機関

(略)

- ② 愛知県尾張水害予防組合
- ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- イ 水防計画の策定及びその推進を図る。
- ③ 各ガス事業会社

(略)

- ④ 一般社団法人愛知県トラック協会
- ア 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施 する。
- イ 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ 要請に対し配車を実施する。
- ⑤ 名古屋鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社 に準ずる。

⑥ 各民間放送及び新聞社

(略)

⑤ 公益社団法人愛知県医師会

(略)

⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会

(略)

① 一般社団法人愛知県薬剤師会

(略)

⑧ 公益社団法人愛知県看護協会

(略)

⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会

(略)

第2編 災害予防計画

2-1 第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1. 市における措置

2-2 (3) 業務継続計画の策定

市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制 を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めると ともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うこ とにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2. 市民の基本的責務

(略)

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、 避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あ るいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動 に協力するなど、防災への寄与に努めなければならな い。

2-5 第3節 企業防災の促進

企業の事業継続・早期再建は、住民の生活再建や街の 復興に大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧に も迅速さが求められる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できるかぎり 早期の復旧を可能とする予防対策を推進するため、企業 ① 公益社団法人愛知県医師会

(略

⑧ 一般社団法人愛知県歯科医師会

(略)

⑨ 一般社団法人愛知県薬剤師会

(略

⑩ 公益社団法人愛知県看護協会

(略)

① 一般社団法人愛知県LPガス協会

(略)

第2編 災害予防計画

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

1. 市における措置

(削除)

2. 市民の基本的責務

(略)

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、 避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所や</u>避難所で自 ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っ ている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めな ければならない。

第3節 企業防災の促進

(削除)

は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業に とって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させ るための事業継続計画(Business Continuity Plan(以 下「BCP」という))の策定・運用に取り組むなど、予 防対策を進める。

市及び商工団体等は、BCPの策定等、企業の自主的 な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組 める環境の整備に努める。

### 1. 企業の取組

企業は、災害時の企業の果たす役割<u>(生命の安全確保、</u> 二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生) を認識し、災害時に重要業務を継続するための<u>BCP</u>を 策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐 震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見 直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への 対応、取引先とのサプライチェーンの確保等<u>、</u>事業継続 上の取組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に 努めるものとする。

### ① 生命の安全確保

顧客等の不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等においては、顧客の安全とともに企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

#### ② 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

### 2-6 ③ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつ つ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とす るために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフ ラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェー

#### 1. 企業における措置

#### (1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、 各企業において、災害時に重要業務を継続するための事 業継続計画 (BCP) を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等<u>の</u>事業継続上の取組みを継続的に実施するなど<u>事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて</u>、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や 医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企 業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定 の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力す るよう努める。

### <u>(2)</u>生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの 役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

#### (3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、<u>危険区域の立</u> 入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安 全対策の実施が必要である。

### (削除)

(第9章第1節へ:記載箇所の変更)

ンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。

④ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業など と連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の 一環として企業が行う地域貢献は、敷地や物資、支援金 の可能な範囲における提供のほか、技術者の派遣、ボラ ンティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれ る。

また、平常時からこれら主体との連携を密にしてお く。

(追加)

企業防災の促進のための取組
 (略)

### 2-7 第2章 防災訓練及び防災意識の向上

- ■災害を最小限にとどめるためには、県・市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民等一人ひとりが日頃から災害の認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合う意識と行動が必要である。
- ■市は、防災訓練、学校教育、広報、住民相談等を通じ て防災意識の向上を図り、防災に関する様々な動向や 各種の知識を分かりやすく発信するものとする。
- ■防災訓練や教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。
- ■過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行い、災害に関する調査結果や各

#### (4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業 継続の観点からも、地域との連携が必要であることか ら、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共 生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、 帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災 害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派 遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる 可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家 発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保するこ とが望ましい。

(5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配 慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者 における措置

2. <u>市及び商工団体等における措置</u> (略)

### 第2章 防災訓練及び防災意識の向上

- ■災害を最小限に<u>食い止める</u>には、県・市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民等一人ひとりが日頃から災害<u>について</u>の認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合う<u>という</u>意識と行動が必要である<u>ため、市は、防災訓練、教育、広報、</u>住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- ■市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地 災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防 火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施 するものとする。
- ■防災訓練や教育等の実施にあたっては、要配慮者<u>の多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に<u>十分</u>配慮するよう努める。
- ■様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対 策や計画の見直しに努める。

種資料を広く収集・整理して適切に保存するととも に、市民が閲覧できるように努める。

第1節 防災訓練の実施

(1)、(2) (略)

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

第1節 防災訓練の実施

1. 基礎訓練

(1)、(2) (略)

(3) 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その 他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防 護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。 また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業 所等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護の ため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するもの とする。

なお、都市型水害対策訓練、土砂災害に係る避難訓練 (危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する 訓練) についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(4) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化 を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害 を想定し、通信訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外 における職員等円滑な参集、非常配備体制の万全を期す るため、必要に応じ実施する。

2. 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関 が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を 実施する。

(1) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選 んで実施する。

(2) 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な 場所において実施する。

(3) 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、 指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業 所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき

<u>予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対</u> 策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等と の訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への 参加を求める。

#### 2-8 (3)企業への防災訓練の促進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業防 災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、 地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に 関するアドバイスを行うものとする。

#### 3. 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災 訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又 は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本 的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとす る。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災 訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとと もに、積極的に協力する。

### <u>(4)</u>訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、 必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に 反映させるよう努めるものとする。

CINC C G

### <u>4.</u>訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

#### (追加)

# 5. 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

### 2-9 第2節 防災知識の普及

① 普及の内容

111

第2節 防災のための意識啓発・広報

### 1. 防災意識の啓発

市は、災害発生時等に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、県等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 正確な情報の入手
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (5) 警報等や避難指示等の意味と内容
- (6) 警報等発表時や避難指示 (緊急)、避難勧告、避

ア 気象、水象に関すること

イ 予警報に関すること

ウ 災害時における心得など

難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動

- (7)様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等) で災害発生時にとるべき行動
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 家庭における防災の話し合い(災害時の家族内の 連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)に ついて、あらかじめ決めておくこと)
- (10) 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

② 普及の方法

(略)

ア 講習会、防災出前講座等の開催

(略)

<u>イ</u> 広報紙

(略)

<u>ウ</u> ホームページ等

(略)

エ パンフレット等の配布

(略)

才 防災推進委員の設置

(略)

③ 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の 事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難に なるおそれがあるため、飲料水、食料その他の生活必需 品について、1週間分程度の家庭内備蓄を推進する。

④ 報道機関への協力

(略)

- 2-10 第 3 章 避難対策
  - 第1節 避難に関する計画
  - 1. 避難場所及び避難所

市が指定する避難場所及び避難所は、次のとおりとする。

2. 普及の方法

(略)

<u>(1)</u>講習会、防災出前講座等の開催

(略)

(2) 広報紙

(略)

(3) ホームページ等

(略)

(4) パンフレット等の配布

(略)

(5) 防災推進委員の設置

(略)

3. 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の 事態が予想され、食料その他生活必需品の入手が困難に なるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡 易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品に ついて、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の 家庭内備蓄を推進する。

4. 報道媒体の活用及び協力要請

(略)

第3章 避難対策

第1節 避難に関する計画

1. 緊急避難場所及び避難所

市が指定する<u>緊急</u>避難場所及び避難所は、次のとおりとする。

(略)

また、市は、上記の避難場所とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。

#### 2-12 5. 避難に関する広報

市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR誌などを活用して、次の広報活動を実施するものとする。

### (1) 避難所等の広報

避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域 住民に対する周知徹底に努める。

- ・避難場所、避難所の名称
- ・避難場所、避難所の所在位置
- ・避難場所、避難所への経路
- ・避難場所、避難所の区分
- (略)
- (2) 避難のための知識の普及

必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及の ための措置をとる。

- (略)
- (略)
- ・避難場所、避難所滞在中の心得 等

# 2-13 6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画 (略)

主体	内容
	(1) 市の避難計画
	避難計画は、次の事項に留意して作成する
	とともに、自主防災組織等の育成を通じて、
	避難体制の確立に努める。
+	ア (略)
市	イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象
	地区及び対象人口
	ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法
	エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援

(略)

また、市は、上記の<u>緊急</u>避難場所等とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。

#### 5. 避難に関する広報

市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急</u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR誌などを活用して、次の広報活動を実施するものとする

### (1) 避難所等の広報

避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域 住民に対する周知徹底に努める。

- 緊急避難場所、避難所の名称
- 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ・ 緊急避難場所、避難所への経路
- 緊急避難場所、避難所の区分
- (略)

#### (2) 避難のための知識の普及

必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及の ための措置をとる。

- (略)
- (略)
- ・緊急避難場所、避難所滞在中の心得 等
- 6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画(略)

主体	内容
	(1) 市の避難計画
	避難計画は、次の事項に留意して作成する
	とともに、自主防災組織等の育成を通じて、
	避難体制の確立に努める。
+	ア (略)
市	イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、
	対象地区及び対象人口
	ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導
	方法
	エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者

措置に関する事項

オ 避難場所、避難所の管理に関する事項

カ (略)

(2) (略)

●防災上重要な施設管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。

ア (略)

災上重要な施設管理

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。

ウ (略)

2-15 第4章 避難行動の促進対策

第2節 避難場所及び避難道路の指定等

1. 避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・ 施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令 に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場 合における住民の安全な避難先を確保する。

#### (1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

ア~キ (略)

2-16

(2) 広域避難場所標識の設置等

救援措置に関する事項

オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事 項

カ (略)

(2) (略)

●防災上重要な施設管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。

ア (略)

防災上重要な施設管理者

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。

ウ (略)

第4章 避難行動の促進対策

第2節 緊急避難場所及び避難道路の指定等

1. 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・ 施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令 に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場 合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険 が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者を あらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避 難場所や一時避難場所を選定する。

#### (1) 広域避難場所

市町村長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア~キ (略)

(削除)

23

広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を 設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに 避難できるようにしておくものとする。

(3) 一時避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として確保する。

- 2-17 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
  - 1. 市における措置
  - (1) マニュアルの作成

市は、<u>避難指示</u>、避難勧告、<u>避難準備情報</u>等について、 次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達 方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする

①~⑤ (略)

(追加)

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は<u>都道府</u>県 (2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド(校庭を含む)、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

- 1. 市における措置
- (1) マニュアルの作成

市は、<u>避難指示(緊急)</u>、避難勧告、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする

① $\sim$ ⑤ (略)

⑥避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意す ること

ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川 水位などの数値あるいは防災気象情報(大雨、暴風、 等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情 報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位 周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令な ど、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう 努める

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を 確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証 し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っ ていく必要がある。

- イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報(メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること
- (3) 判断のための助言を求めるための事前準備 市は、避難勧告又は指示を行う際 (土砂災害について

に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

2-18 第4節 避難誘導等に係る計画の策定

- 1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置
- (1) 市の避難計画
- ① (略)
- ②避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象 人口
- ③避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- ④避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する 事項

(略)

- ⑤避難場所、避難所の管理に関する事項
- ア 避難場所や避難所の秩序保持

(略)

- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- ②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備 えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及 び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法 について定める。
- 2-19 第5節 避難に関する意識啓発
  - 1. 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

- (1)避難場所等の広報
- ①避難場所、避難所の名称
- ②避難場所、避難所の所在位置
- ③ (略)
- ④避難場所、避難所への経路
- ⑤避難場所、避難所の区分
- ⑥その他必要な事項

は、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

- 1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置
- (1) 市の避難計画
- ① (略)
- ②<u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び 対象人口
- ③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- ④<u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(略)

- ⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
- ア <u>緊急</u>避難場所や避難所の秩序保持 (略)
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- ②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、<u>緊急</u>避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

第5節 避難に関する意識啓発

1. 市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>緊急</u>避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

- (1) 緊急避難場所等の広報
- ①緊急避難場所、避難所の名称
- ②緊急避難場所、避難所の所在位置
- ③ (略)
- ④緊急避難場所、避難所への経路
- ⑤緊急避難場所、避難所の区分
- ⑥その他必要な事項
  - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

- (2) 避難のための知識の普及
- ① (略)
- ② 避難時における知識

(追加)

③避難場所、避難所滞在中の心得

- 2-20 第5章 要配慮者対策
  - ■近年の高齢化や国際化、ライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時において要配慮者への配慮や支援が重要となっている。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、風水害・原子力等の災害から要配慮者を守るため、安全対策の充実を図るものとする。
  - ■市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動に努める。
  - ■要配慮者の支援については、「日進市災害時要援護者 地域支援マニュアル」や内閣府の「避難行動要支援者 の避難行動支援に関する取組指針」等に沿って、適切

- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなさ れていること
- (2) 避難のための知識の普及
- ① (略)
- ② 避難時における知識
  - ・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した 指定緊急避難場所を避難先として選択すべきである こと(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に 兼ねる場合においては、特定の災害においては当該 施設に避難することが不適当である場合があること)
  - ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと
- ③緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (3)その他

防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の 工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等 の理解の促進をはかるよう努める。

- 第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- ■市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避 難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の 生活環境の確保に努めるものとする。
- ■市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理 者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」 (平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に 人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に 配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動など に努める。
- ■市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導 し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サー

に安否確認や避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

(追加)

(追加)

(追加)

(追加)

ビス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

- ■社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を 適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティ ア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- ■市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「む やみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を 積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中によ る混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰 宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場 等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄 等を促すものとする。

### 第1節 避難所の指定・整備

- 1. 市町村における措置
- (1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに 市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避 難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、 必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮し て整備していくものとする。

- (2) 指定避難所の指定
- ① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。
- ② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次 のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本 部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを 確保するものとする。

### <一人当たりの必要占有面積>

<u>1 ㎡/人</u>	<b>発災直後の一時避難段階で座った状態</b>	
	程度の占有面積	
<u>2 ㎡/人</u>	緊急対応初期の段階での就寝可能な占	
	有面積	
<u>3 m²/人</u>	避難所生活が長期化し、荷物置き場を	
	含めた占有面積	

※介護が必要な要配慮者の状況に応じて必要な規模の 確保に努める必要がある。

- ③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿 泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢 者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる など、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所 の選定に努める。
- ④ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

# (3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避 難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努 めていく。

- ① 情報受発信手段の整備:防災行政無線、携帯電話、 ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、 携帯ラジオ等
- ② 運営事務機能の整備:コピー機、パソコン等
- ③ バックアップ設備の整備:投光器、自家発電設備等
- (4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

(追加)

#### 1. 社会福祉施設等における対策

主体	内容
	① 組織体制の整備
	風水害・原子力等災害の予防や災害時の迅
	速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自
	衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集
	体制の確立に努める。
	また、その施設を利用する者を適切に避難
	<u>誘導するため、</u> 市、近隣施設、地域住民 <u>、</u> ボ
	ランティア団体等の多様な主体と協力体制
	<u>を図るとともに</u> 、入所者の実態に応じた体制
施設	づくりに努める。
施設等管理者	② 防災備品等の整備
埋者	風水害・原子力等災害に備え、食糧や生活
	必需品の備蓄を図るよう努める。
	③ 緊急連絡体制の整備
	風水害 <u>・原子力</u> 等災害の発生に備え、消防
	機関等への緊急通報のための情報伝達手段
	の整備を図る。
	④ 防災教育・防災訓練の実施
	要配慮者が自らの対応能力を高めるため、
	個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育
	A 81.777 = 0.615 - 1.54=26.71 - 3. 144=2

### 2-21 2. 在宅の要配慮者対策

市は在宅の要配慮者に対し、次の対策を進めるものとする。

や防災訓練の充実強化を図る。

① 緊急警報システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システム<u>等</u>の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」 などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運 営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在 する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされ る住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

### 第2節 要配慮者支援対策

- 1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置
- (1) 社会福祉施設等における対策

#### ①組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市<u>との連携のもとに</u>、近隣施設間、地域住民<u>や</u>ボランティア<u>組織</u>等の<u>協力を得て</u>、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

### ②緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、 消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備 を図るものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を 高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育 や防災訓練の充実強化を図る<u>ものとする</u>。

④防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

(2) 在宅の要配慮者対策

(削除)

### ①緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

② 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、 医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織、民 生委員・児童委員やボランティア組織、国、県及びその 他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

③ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配 慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化 を図る。

- 3. 避難行動要支援者対策
- (1) 市の措置

(略)

- (2) 避難行動要支援者名簿の整備等
- ① 要配慮者の把握

(略)

② 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。

- <u>ア</u> 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)
- イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入 手方法

(略)

- ③ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (略)
- ④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関

②応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保する ため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組 織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との 応援協力体制の確立に努めるものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充 実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

(削除)

① (略)

②避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

(略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

- <u>i)</u>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 (略)
- <u>ii)</u>避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手 方法

(略)

- <u>ウ</u> 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (略)
- エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管 の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図ると

係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

(油加)

⑤避難支援体制の整備

(略)

⑥名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために 市が求める措置及び市が講ずる措置

(略

⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(略)

⑧ 避難支援等関係者の安全確保

(略)

2-23 4. 外国人等に対する<u>防災</u>対策

(略)

5. 浸水想定区域内の施設等の調査

(略)

6. 要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の 伝達

(略)

2-24 (第6章 帰宅困難者対策)

平成22年国勢調査によれば、通勤・通学による本市への流入人口は約29,000人にのぼることから、本市では災害時には帰宅困難者が大量に発生する可能性がある。そのため、次の予防措置をとるものとする。

1. 帰宅困難者への対策方針

ともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を<u>広く</u> 避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

③市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円 滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業 者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について あらかじめ定めるよう努める。

④避難支援体制の整備

(略)

⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために 市が求める措置及び市が講ずる措置

(略

⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うこと ができるための通知又は警告の配慮

(略)

⑦避難支援等関係者の安全確保

(略)

2. 外国人等に対する対策

(略)

3. 浸水想定区域内の施設等の公表

(略)

4. 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水 予報等の的確かつ迅速な伝達

(略)

第3節 帰宅困難者対策

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書によると、本市おける帰宅困難者数は約11,000 〜約13,000人と予測されているため、次の予防措置を とるものとする。

1. 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等

	主体	<u>実施内容</u>	( <u>1)帰宅困難</u>
		公共交通機関が運行を停止した場合、	広報
		時間帯によっては自力で帰宅すること	「むやみに和
		が難しい帰宅困難者が大量に発生する	難者対策の基準
		可能性があるため、「むやみに移動(帰	前確認等の必要
		宅)を開始しない」という帰宅困難者対	<u>るものとする。</u>
		策の基本原則や安否確認手段の家族間	(2) 事業者(
	<u>市</u>	等での事前確認等の必要性について、	企業等に対し
		<u>平時から積極的に広報するものとす</u>	めておくことだ
		る。また、一斉帰宅を抑制するため、企	ものとする。
		業等に対して、従業員等を一定期間事	
		業所等内に滞在させることができるよ	
		<u>う</u> 必要な物資の備蓄等を促すなど、帰	
		宅困難者対策を行う。	
		事業所や学校などの組織がある所は、	
		発災時には組織の責任において、安否	
	事業所	確認や交通情報等の収集を行い、災害	
	2	の状況を見極めた上で、従業員、学生、	
	学校等	顧客等への対応を検討し、帰宅する者	
		の安全確保の観点に留意して対策をと	
		<u>3.</u>	
2-25	第 <u>7</u> 章 文	数対策	第 <u>6</u> 章 文教対
	(略)		(略)
2-27	第 <u>8</u> 章 都市	市の防災性の向上	第 <u>7</u> 章 都市6
2-28	第3節 都市	<u> </u>	(削除)
			(第10章第2
	第4節 地	下空間の浸水対策	(削除)
			(第10章第4
2-29	第 <u>5</u> 節 被犯	災宅地対策	第 <u>3</u> 節 被災望
2-30	第 <u>9</u> 章 建築	察物等の安全化	第 <u>8</u> 章 建築物

第2節 ライフライン施設対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上、不可

欠なものであることから、災害時における各施設の被害

において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大 量に発生する可能性があることから、次の対策を実施す る。

難者対策の基本原則や安否確認手段に係る

移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困 本原則や安否確認手段の家族間等での事 要性について、平常時から積極的に広報す

たよる物資の備蓄等の促進

して、従業員等を一定期間事業所等内に留 ができるよう、必要な物資の備蓄等を促す

対策

可の防災性の向上

2節へ:記載箇所の変更)

4節へ:記載箇所の変更)

宅地対策

第<u>8</u>章 建築物等の安全化

第2節 ライフライン施設対策

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、 通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等につい

を最小限にとどめるための諸施策を実施し、万全な予防 措置を講ずるものとする。

#### ⑤ 下水道

市は、主要な下水道施設について、必要に応じて強風、 浸水等に対し安全な構造とする。<u>また、平時から</u>災害対 策用資機材の確保に努めるとともに、定期的に保管状況 を点検整備する。

なお、災害発生後も下水道施設が稼働できるよう、商 用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設 備等を整備する

2-31 第3節 文化財保護対策

2. 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に<u>つと</u>める。

2-32 第10章 防災設備等の整備

(追加)

第1節 防災施設、設備等の整備計画

(追加)

(追加)

て、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図ると ともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等に よる代替性の確保を進めるものとする。

#### ⑤ 下水道

- ・市は、主要な下水道施設について<u>は</u>、必要に応じて強 風、浸水等に対し安全な構造とする。
- ・可搬式排水ポンプその他<br/>
  災害対策用資機材の確保に<br/>
  平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検<br/>
  し、整備する。
- ・ 商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発 電設備等を整備する。
- ・発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速 かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結 などに努める。

### 第3節 文化財保護対策

2. 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

- 第<u>9</u>章 <u>応急対策活動等のための施設、資機材、体制</u>等 の整備
- ■風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び 災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。
- 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 1. 市及び防災関係機関における措置
- (1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑 に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備 を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図 るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじ め体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に

### ③事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、 中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とする ために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラ インの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン の確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業 継続のための方針、手段などを取り決めておくものとす る。

(追加)

(追加)

対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

- (3) 公的機関の業務継続性の確保
- ① 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の 実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続 計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、 必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点 検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変 化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏 まえた改訂などを行う。

- ② 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、 業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項に ついて定めておくものとする。
  - ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体 制
  - イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の 特定
  - ウ 電気・水・食料等の確保
  - エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
  - オ 重要な行政データのバックアップ
  - カ 非常時優先業務の整理
- (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

# <u>(5) 人材の</u>育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、 応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の充実 を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等 により、人材の育成を図る。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用で きるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(6) 防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステ

(追加)

(追加)

#### (1)消防施設、設備等の整備

消防力の整備指針及び消防水利の基準等に基づき、消 防機械、防火水槽、消火栓等の消防用水利その他消防施 設、設備の整備、改善等を実施し、災害に対処する即応 体制の確立を図るものとする。

### (2)消防力の強化

火災災害の場合、被害を防止しあるいは軽減するためには、出火の防止、適切な初期消火及び建物の不燃化によるところが大きいが、火災に対処するための消防力の強化も重要なことであり、機械器具等の拡充に努める。 ①消防機械、器具及び器材の整備と備蓄を図る。

- ②消防水利として、消火栓及び防火水槽の増設を計画的 に行う。
- ③消防ポンプ自動車等の消防機械の整備をはじめ、訓練 の実施等により、消防団の機能の質的向上を図る。

### (3)水防施設等の整備

- ①気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設や設備(水位監視システム、雨量計、風速計等)を整備し、観側体制の充実、強化を図る。
- ②重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法 を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコ ップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整

ムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

### (7)浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

# (8) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化のため市役所等の屋上に番号を標示するよう努める。

### 2. 消防施設、設備等の整備

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、 消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他 の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施する ことにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災(危険物施設、高層ビル、地下街等) に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機 材の整備を図る。

#### 3. 水防施設等の整備

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法 を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改 善並びに点検する。 備改善並びに点検する。

### (4)通信施設、設備等の整備

①防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、防災上重要な施設相互間における情報連絡網の整備とともに、無線設備等の整備を図る。画像監視カメラ、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。

②災害時の停電に備え非常用電源設備等もあわせて整備を図る。

③保有する防災施設、設備全般について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(追加)

(追加)

#### 4. 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1)情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性 にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあ たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を 推進する。

#### (2)通信施設・設備等

#### ①通信施設の防災構造化等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

#### ②通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所(風水害においては浸水する危険性が低い場所)に整備し、その保守点検等を実施する。

### ③防災情報システムの整備

市、県び防災関係機関とをオンラインでネットワーク 化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂 災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリ アルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施する ことのできる防災情報システムを整備する。

#### 5. 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、 担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にそ の機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに 点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途 絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医 療資機材等の備蓄に努める。

### 6. 道路河川等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必 要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、 (第2節より:記載箇所の変更)

③備蓄食糧、生活必需品その他の物資

#### 整備

非常災害時に備える食糧及び救助物資については、応 急的な物資の確保と保管が適切になされ、非常事態に即 応できる態勢を確立しておく。

#### 家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の可能性もあるため、1週間分程度の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

道路が冠水して、一般的な車輌では通行不能な場合に備 え、走破性の高い災害対策用の車輌等を導入する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に 指定されている施設の防災点検を定期的に実施するも のとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を 検討する。

## 7. 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレにつ いても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1 週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3)市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、 燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界 との連携を深めるよう努力するものとする。

## 8. 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじ め住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設 住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に 関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に 配慮する。

9. 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

(追加)

(追加)

市は、災害廃棄物対策指針(平成26年3月:環境省) に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円 滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の 仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮 設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処 理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、 具体的に示すものとする。

# (2) 広域連携、民間連携の促進

市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に 関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める ものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

(追加)

#### 10. 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われる よう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団 体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進める など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備 に努めるものとする。

2-33 第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画 ③備蓄食糧、生活必需品その他の物資

整備

非常災害時に備える食糧及び救助物資については、応 急的な物資の確保と保管が適切になされ、非常事態に即 応できる態勢を確立しておく。

家庭内備蓄の推進

災害発生時には、ライフラインの途絶等の可能性もあるため、1週間分程度の飲料水、食料その他の生活物資の家庭内備蓄を推進する。

2-34 第 1 1 章 水害予防対策

(追加)

第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画 (削除)

(第1節へ:記載箇所の変更)

# 第10章 水害予防対策

■洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河 川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併 せ、水系一貫した河川改修を推進する。 (2- (第8章より:記載箇所の変更)

## 28) 第3節 都市排水対策

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図 り、快適な都市生活を確保するため、浸水被害の発生し やすい地域において、排水施設整備を促進する。

浸水被害が発生しやすい市街地に、排水路の新設又は 改修を行い、雨水排除を図ることで、予想される被害を 未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。

- ■水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指 定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- ■農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

#### 第2節 雨水出水対策

## 1. 市における措置

#### (1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ると ともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、 下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然 に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場 施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確 保のために必要な耐水対策を行う。

## (2)都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

## 第3節 浸水想定区域における対策

## 1. 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達 した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等と して指定した排水施設等について、想定し得る最大規模 の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場 合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなっ た場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区 域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定さ れる水深、浸水継続時間等を公表する。

# 2. 浸水想定区域のある市における措置

## (1) 市地域防災計画に定める事項

2-34

市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、 市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域 ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実 強化を図る。

# 2. 浸水想定区域のある市における措置

## (1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域 (以下「浸水想定区域」という。) の指定のあったとき は、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定 区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の ① (略)

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③ (略)

ア 地下街等 (地下街その他地下に設けられた不 特定かつ多数の者が利用する施設) でその利用 者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪 水時の浸水の防止を図る必要があると認められ るもの

イ 要配慮者利用施設(主として<u>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に</u>防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ (略)

2-35

<u>ウ</u>を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2)防災マップ<u>等</u>の配布

浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3. 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止

充実強化を図る。

① (略)

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避 難経路に関する事項

③災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練とし で市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実 施に関する事項

④ (略)

ア 地下街等 (※) でその利用者の洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。) の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)

イ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ (略)

⑤ ④を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報 等の伝達方法

(2) <u>ハザードマップ(</u>防災マップ<u>)</u>の配布

浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ(防災マップ)の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

3. 地下街等の所有者又は管理者における措置 (略)

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水 時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水

# 新旧対照表 (風水害·原子力等災害対策計画)

を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の 作成、公表。

#### (2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。

#### (3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の 確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設 置及び市への設置の報告。

4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

#### (1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に 関する計画の作成

# (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保のための訓練の実施

#### (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報 告

5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)

## (1) 計画の策定

2-36

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

#### (2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の 実施 時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

#### (2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の 確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練 の実施。

#### (3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の 確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水 防組織の設置及び市への設置の報告。

4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(略)

#### (1) 計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

## (2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施

#### (3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)

## (1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

## (2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時<u>、雨水出水時</u>の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

# 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防 組織の設置及び市への報告

(2- (第8章より:記載箇所の変更)

28) 第4節 地下空間の浸水対策

ビル地下室や地下鉄などの地下施設(以下「地下空間」 という。) において、豪雨や洪水による浸水等の被害の 発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

(1)地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に<u>抑え、その対策を立てる</u>基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

- (2)地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前 の周知、啓発
  - ①地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における 地下空間への水の急激な流入や水圧によるドアの 開閉障害等の危険性について、周知・啓発を図る。

#### ②浸水被害実績の公表

市は、地下空間の浸水被害の実績について、被害の 内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況等の情報につい て、公表するものとする。

③浸水予測区域の公表

市は、地下空間の管理者及び利用者が当該地下空間の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表に努める。

(3)洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、浸水想定区域内の地下空間で、当該施設の利用 者が洪水時に円滑かつ迅速に避難する必要があると認 められるものについては、適切な避難が図れるよう、洪 水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を 図る。

## (4) 避難体制の確立

地下空間の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速 な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必 要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行 うとともに、自衛水防組織を置かなければならない。 また、地下鉄とビルが一体となった地下空間にあって 大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

#### 第4節 地下空間の浸水対策

1. 地下空間の所有者・管理者・占有者及び市における 措置

## (1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前 の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における 地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障 害等の危険性について、周知、啓発を図る。

## (3) 各組織の連携方策の整備

地下鉄<u>個別</u>ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。

# 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

は、各組織の連携方策の整備に努める。

なお、市と地下空間の管理者等は、共同して、浸水災 害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(2- (5)地下空間への流入防止などの浸水被害軽減

29) ①浸水防止施設設置の促進

市は、地下空間の浸水防止施設設置を推進するため、施設等の具体的事例等<u>や</u>必要な情報を<u>、</u>浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

②浸水対策事業の集中的実施

(略)

2-36 第2節 道路、橋梁対策

(略)

第3節 治山対策

(略)

第4節 砂防対策

(略)

2-38 第<u>5</u>節 農地防災対策

(略)

# ①たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により<u></u>
湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、樋門、排水路等の整備を推進し、災害の未然防止に努める。 ②老朽ため池等整備事業

た<u>め池を巡視して危険箇所を把握し、改修を必要とするため池については、整備を推進し、災害の未然防止に</u>努める。

また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被 害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの 作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

③用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止する ため、<u>頭首工、</u>水路等の改修を行う。

(追加)

# 2. 市における措置

#### (1) 浸水防止施設設置の促進

市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等<u></u>必要な情報を<u>地下空間の</u>浸水防止施設の設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

(略)

第5節 道路、橋梁対策

(略)

第6節 治山対策

(略)

(削除)

(第11章第2節へ:記載箇所の変更)

第7節 農地防災対策

(略)

# 1. 市における措置

## <u>(1)</u>たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により<u>たん水</u>被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、 樋門、排水路等の整備を推進し、災害の未然防止に努める。

#### (2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止する ため、堤体補強及び洪水吐その他附帯施設の改修を行 う。

## (3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止する ため、水路等の改修を行う。 (追加)

(2- (第11章第4節より:記載箇所の変更)

36) 第4節 砂防対策

(略)

① (略)

② (略)

(2- ③総合土砂災害対策

37) ア (略)

イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に

## (4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止する ため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池 の改修を行う。

## 第11章 土砂災害等予防対策

- ■土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握 し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の 指定を推進する。
- ■土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を 図るとともに、避難警戒体制を整備する。
- ■森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県 民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図る ため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- ■治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命 保護が重要である。
- ■集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、 地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂 防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業 を推進する。

# 第1節 土地利用の適正誘導

1. 市における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

(略)

① (略)

② (略)

③総合土砂災害対策

ア (略)

イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づく土 砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に

# 新旧対照表 (風水害·原子力等災害対策計画)

ついて県に協力するとともに、指定区域では、県から 提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、 土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努め るものとする。

また、中部地方整備局及び県は、おおむね 5 年ご とに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査 を行い、その結果を関係のある市町村長に通知する とともに、公表する。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域 は、次の区域である。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次 の区域。

- 一 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 一 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域
- 十砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、 次の制限等がある。

- 開発行為の制限
- ・建築物の安全性の向上
- ・建築物に対する移転等の勧告
- 1. 市における措置
- (1) 十砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予 報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ついて県に協力するとともに、指定区域では、県から 提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、 土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努め るものとする。

また、中部地方整備局及び県は、おおむね 5 年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域 は、次の区域である。

<u>i</u> 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次 の区域。

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50m を超える場合は50m)以内の区域
- ii 土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、 次の制限等がある。

- 開発行為の制限
- ・建築物の安全性の向上
- ・建築物に対する移転等の勧告
- 1. 市における措置
- (1) 十砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備
- ①市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所 等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民へ の周知が図られるよう考慮する。
- ②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、 次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化 を図る。
  - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項<u>(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警</u>

イ~カ (略)

キ 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合 におけるエに規定する施設を利用している者の円 滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事 項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の 伝達に関する事項

(2-

(2) ハザードマップの作成及び周知

38)

(略)

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たって は、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回 覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

(追加)

戒情報の伝達方法等)

イ~カ (略)

キ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直 ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体 的な避難勧告等の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

(略)

また、<u>基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当する</u> ことが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指 定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努め る。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たって は、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回 覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

- 1. 市における措置
- (1) 県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

(2) 施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の 危険箇所等に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災 責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画 に登載することにより施設における土砂災害対策の一 層の促進を図る。

(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力して説明 会等を実施することにより土砂災害に関する知識の向 上と防災意識の向上を図る。

(4)情報の提供

施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を 提供するなど連絡体制の確立に努める。

第4節 宅地造成の規制誘導

1 市における措置

## (1) 宅地造成工事規制区域

県と協力して、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の 流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろ うとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、 宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要 な規制を行う。

## (2) 造成宅地防災区域

県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行 い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に 危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の 区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のため の必要な規制を行う。

# (3) 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを 通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督 を強めて、宅地の安全確保に努める。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

## 1. 市における措置

#### (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県が、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置した震 後対策部会被災宅地危険度判定分科会において、土木・ 建築技術者等を対象に開催される判定士養成講習会に 参加し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

## (2) 相互支援体制の整備

市は、県との地域の相互支援体制を充実し、広域的な 災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対 策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第12章 事故·火災等予防対策

(追加)

第12章 事故·火災等予防対策

## 第4節 地下街等の保安対策

1. 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、 中部近畿産業保安監督部、県、県警察及び市における 措置

万一、地下街等(地下街その他地下に設けられた不特 定かつ多数の者が利用する施設)の災害が発生した場合 における人的、物的被害を最小限にくい止めるため、諸 対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態 調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2-39

(追加)

- 2. 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置
- (1) 防火避難施設の点検整備
  - ①耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
  - ②内装等建築材料の不燃化及び内装制限
  - ③避難施設等(階段、通路、出入口、排煙設備、非常 用の照明装置及び非常用の進入口)の点検整備
- (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整 備
  - ①消防計画の整備充実
  - ②自衛消防組織の整備充実
  - ③防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の 向上
  - ④共同防火管理体制の確立(統括防火管理者の選任等)
  - ⑤消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
  - ⑥工事中における従事者への監督強化と防災のため の計画の協議
  - ⑦非常用進入口の確保
  - ⑧照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
  - ⑨その他防災上必要な事項
- (3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の 整備充実

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難 設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利 用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確 立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、 所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全 を期する。

- 3. 尾三消防組合における措置
- (1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場にお ける連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3)消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、

充実に努めるものとする。

## 4. 県警察における措置

(1)情報収集・連絡体制等の整備

尾三消防組合等関係機関と連携し、情報の収集、連絡 体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

尾三消防組合と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救急救助資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救急救助資機 材の整備に努める。

## 5. ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図 る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1)燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備 (集中監視型)を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いた ゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- (3)管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、14ヶ月に1 回以上漏えい検査を実施 するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。

# 6. 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、尾三消 防組合、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を 実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めると ころにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、 可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交 換に努めるものとする。

第13章 広域応援体制の整備 第1節 広域応援体制の整備 (追加)

2-42

- 第13章 広域応援体制の整備
- 第1節 広域応援体制の整備
- 1. 市における措置

(追加)

## (1) 相互応援協定の締結等

(略)

# (2) 応援要請、受け入れ体制の整備

- ・災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手段、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。
- ・平常時から協定を締結している他市町村及びその他 防災関係機関等との間で、共同訓練、情報交換等を実施 する。
- ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努める。

## (3) 他自治体災害時の応援活動体制の整備

- ・被災市町村から応援要請を受け、又は緊急を要し応援 要請を待ついとまがなく派遣しようとする場合は、日常 業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図る。
- ・派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

# 第2節 救護隊等による協力体制の整備

2-43

#### (1) 応援要請手続きの整備

市は、国、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。
(2) 応援協定の締結等

(略)

#### (3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備

市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受ける ことができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応 援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・ 集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備 及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に 努めるものとする。

# 第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

#### 1. 市及び尾三消防本部における措置

## (1) 緊急消防援助隊

大規模災害<u>の発生</u>時に人命救助活動等の消防応援を 行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な 訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確 立に努める。

## (2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合に<u>おいて、</u>「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく 広域航空消防応援が<u></u>円滑、迅速に実施できるよう<u>実践</u> 的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

# 新旧対照表(風水害·原子力等災害対策計画)

市及び尾三消防本

郭

- (1) 緊急消防援助隊
- ・大規模災害時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。
- (2) 広域航空消防応援
- ・大規模特殊災害が発生した場合に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援 模特殊災害時における広域航空消防応援が 実施要綱」に基づく広域航空消防応援が 円滑、迅速に実施できるように努める。
- (3) 愛知県内広域消防相互応援協定
- ・愛知県内に大規模災害等が発生した場合 において、「愛知県内広域消防相互応援協 定」に基づく消防応援活動が、迅速<u>かつ</u> 的確に実施できるように努める。

第3編 災害応急対策計画

第2章 気象情報等の伝達

3-6 3-7

3-8

2. 市における予警報の伝達要領

気象・水象に関する予報警報の伝達系統



伝達方法

- 1.名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による
- 2.西日本電信電話 (株) (NTTマーケティングアクト福岡 104センタ) は、警報についてのみ伝達を行い、公衆通信 施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通 知する。

第3章 被害状況等の収集・伝達

1. 被害情報収集及び状況把握

被害情報の収集及び状況の把握については、市の地域 防災無線ネットワーク等を活用して行う。 (3) 県内の広域消防相互応援

愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

第3編 災害応急対策計画

第2章 気象情報等の伝達

2. 市における予警報の伝達要領

気象・水象に関する予報警報の伝達系統



伝達方法

- 1.名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による。
- 2.西日本電信電話(株)は、公衆通信施設等により一般通信 に優先して警報を関係市町村に通知する。

第3章 被害状況等の収集・伝達

- 1. 市における措置
- (1)被害情報の収集

市長は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、 建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収 集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライ フライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、

## 2. 被害報告

市災害対策本部非常配備の総務部長及び市災害対策 本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報 告するとともに、危機管理課に報告書を提出する。 危機管理課においては、各部長からの報告内容を集計 し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。

3-11 6. 火災・災害等即報基準に該当する災害の報告

①市は、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日 消防災第 267 号)に定める即報基準に該当する火災、 災害を覚知したときは、原則として 30 分以内で可能 なかぎり早く、分かる範囲で所定の様式(➡注)に より、第一報を県に報告するものとし、以後、判明し た事項のうちから逐次報告する。

なお、第一報に際し、県<u>と</u>連絡が取れない場合は、 直接内閣総理大臣(消防庁)に報告す<u>る。その後、</u>県 にも報告を行うこととする。

②一定規模以上の災害 (➡注) を覚知したときは、第 一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で 可能な<u>かぎり早く、分かる範囲で報告を行う。この場</u> 合において、消防庁長官から要請があった場合は、第

被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市長は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を 含む)及び応急対策活動情報(応急対策の活動状況,対 策本部設置状況,応援の必要性等)について、把握でき た範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

また、市災害対策本部非常配備の総務部長及び市災害 対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長 に報告するとともに、危機管理課に報告書を提出する。 危機管理課においては、各部長からの報告内容を集計 し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。

## (3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民 登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となっ た者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な 情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者とし て把握した者が、他の市町村に住民登録を行っているこ とが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府 県に連絡するものとする。

(4) 火災、災害即報要領に基づく報告

①市は、火災、災害即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。)に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

なお、第一報に際し、県<u>に</u>連絡が取れない場合は、 直接内閣総理大臣(消防庁<u>経由</u>)に報告<u>し、連絡が取</u> れ次第、県にも報告を行うこととする。

また、一定規模以上の災害<u>(即報要領「第3直接</u> 即報基準」に該当する火災、災害等)を覚知したとき は、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分 以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。こ

# 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行

③確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内 に文書により県に報告する。 伝達を要する被害内容は 次のとおりである。

ア 災害発生状況等

被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況 (全般)

イ 人、住家被害等

人的被害、住家被害、避難状況、救護所開設状況

ウ 公共施設被害

河川・貯水池・ため池等被害、砂防被害、建物施設 被害、道路被害、水道施設被害

報告系統図

(略)

3. 情報の一般的収集、伝達系統

4. 県防災情報システムの使用

(略)

(略)

3-8

3-9

5. 関係機関及び住民等への伝達の方法

(略)

3-12 7. 重要な災害情報の収集伝達

(略)

<u>8.</u>報告の方法

(略)

9. 市における災害応急対策活動実施のための情報収 7. 市における災害応急対策活動実施のための情報収

の場合において、消防庁長官から要請があった場合 には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に 対しても行う。

②確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内 に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合に ついては、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方 法により県及び国に報告する。

報告系統図

(略)

(5)被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れ や、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々 の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における 配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、そ の情報について関係部署間で共有・活用するよう努め る。

2. 情報の一般的収集、伝達系統

3. 県防災情報システムの使用

(略)

(略)

4. 関係機関及び住民等への伝達の方法

(略)

5. 重要な災害情報の収集伝達

(略)

<u>6.</u>報告の方法

(略)

新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

集・伝達

(略)

3-19 第7章 避難

第1節 避難対策

1. 避難のための準備情報・勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。<u>また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める</u>避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が 安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安 全確保に関する措置を指示することができる。

避難のための立退きを勧告し、もしくは指示し、又は 屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場 合において必要があると認めるときは、中部地方整備 局、名古屋地方気象台又は知事に対し、助言を求めるこ とができる。

また、市長による避難のための立退きもしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

集・伝達

(略)

第7章 避難

第1節 避難対策

1. 市における措置

(1) 避難のための準備情報・勧告・指示

①避難勧告·避難指示(緊急)

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や 雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。

# ②避難準備·高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備(家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発 令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

#### ③屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

## ④対象地域の設定

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示等を行 うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

# ⑤事前の情報提供

避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防 管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象 <u>の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u>

## (2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項)



# (4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又は これに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

## 2. 水防管理者における措置

#### (1) 立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知(水防法第29条)



3-20 2. 実施責任者と避難勧告・指示の時期及び発令基準

#### (1) 実施責任者

災害発生のおそれがある場合あるいは災害発生が避けられない場合は、住民等に対しその危険を周知し、避難のための立退きを勧告し、あるいは指示するものとする。

①避難勧告

(略)

②避難指示

(略)

(2)、(3) (略)

## 3. 避難勧告等に関する基準

(1) 避難勧告等の内容

3. 実施責任者と避難勧告・指示の時期及び発令基準

#### (1) 実施責任者

災害発生のおそれがある場合あるいは災害発生が避けられない場合は、住民等に対しその危険を周知し、避難のための立退きを勧告し、あるいは指示するものとする。

①避難勧告

(略)

②避難指示 (緊急)

(略)

(2)、(3) (略)

## 4. 避難勧告等に関する基準

(1) 避難勧告等の内容

新旧対照表 (風水害·原子力等災害対策計画)

①避難勧告準備情報

(略)

② (略)

3-21 ③避難指示

(5) 避難指示 (共通)

(略)

3-22 4. 雨の強さと降り方

(略)

5. 土砂災害の主な前兆現象

(略)

3-23 6. 風の強さと吹き方

(略)

7. 異常現象を発見した場合の措置

(略)

3-24 8. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備

(略)

3-25 9. モーターサイレンによる周知

市内に設置されたモーターサイレンにより、避難勧告・指示等を住民等に周知するものとする。

状況	サイレンパターン	
風水害、土砂災害時の避難勧	(m/z )	
告、避難指示 (避難信号)	(略)	

10. 避難勧告・指示等が出された場合の留意事項 (略)

11. 避難誘導及び移送

避難は、原則として住民等が自主的に行うものとするが、<u>状況によって</u>市あるいは警察官等<u>が誘導して行う。</u> 誘導にあたっては、自主防災組織、自治会、町内会ごと の集団避難を原則とし、避難行動要支援者の避難を優先 して行う。

避難所へ誘導する場合は、安全度及び道路等の状況を

①避難勧告準備情報

(略)

② (略)

③避難指示(緊急)

(5) 避難指示 (緊急) (共通)

(略)

5. 雨の強さと降り方

(略)

6. 土砂災害の主な前兆現象

(略)

7. 風の強さと吹き方

(略)

8. 異常現象を発見した場合の措置

(略)

9. 避難勧告・指示の周知、報告及び避難の準備

(略)

10. モーターサイレンによる周知

市内に設置されたモーターサイレンにより、避難勧

告・指示等を住民等に周知するものとする。

状況	サイレンパターン	
風水害、土砂災害時の避難勧	(m/z)	
告、避難指示(緊急)(避難信号)	(略)	

11. 避難勧告・指示等が出された場合の留意事項

(略)

12. 避難誘導及び移送

(1) 住民等の避難誘導

避難は、原則として住民等が自主的に行うものとするが、市あるいは警察官等の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難 先への誘導に努めるものとする。

①避難場所や避難路、災害危険箇所等(浸水区域、土砂

# 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

判断して、安全な経路で誘導する。避難所が危険な状態 になった場合は、別の避難所に移送する。

なお、避難誘導、安否確認の実施は、避難行動要支援 者に十分配慮するよう努めるとともに、社会福祉施設等 を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う ものとする。 <u>災害危険箇所等の存在等)の所在、災害の概要その他</u> の避難に資する情報の提供に努める

②できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団 避難を行う。

③避難行動要支援者の避難を優先して行う。

④避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社 会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行 う。

#### (2) 避難行動要支援者の支援

①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者 の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行 うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとす る。

#### ②避難行動要支援者の避難支援

## ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難する ことが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保 の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対 しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報 メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、 障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多 様な手段を用いて情報伝達を行う。

# イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した 避難行動要支援者については、名簿情報に基づい て避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の 安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守 秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

# ③ 避難行動要支援者の安否確認

<u>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避</u> 難行動要支援者名簿を有効に活用する。

① 避難後における避難行動要支援者への対応 地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報につ いて避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要 に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から

第8章 要配慮者支援対策 3-30

- 2. 避難行動要支援者の避難支援
- ① 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが 困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に 支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や 広報車など複数の手段を組み合わせるとともに、障害者 等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を 用いて情報伝達を行う。

② 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難 行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援 を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿 情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ず

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意で あった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよ う、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものと する。

③ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動 要支援者名簿を有効に活用する。

3-33 第10章 救出

(追加)

(5)期間、経費等

第2節 防疫·保健衛生

(略)

3-34

3-37

第11章 医療救護・防疫・保健衛生

避難所への移送を行うこと。

第8章 要配慮者支援対策

2. 避難行動要支援者の避難支援

①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第7章 第1節 避難対策 12 (1) 住民等の避難誘 導 参照

②避難行動要支援者の避難支援

第7章 第1節 避難対策 12(2)避難行動要支援 者の支援 参照

③障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくい ことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工 夫して、情報の提供を行う。

第10章 救出

(5) 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必 要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・ 手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び 活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DM AT)や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等 とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(6)期間、経費等

(略)

第11章 医療救護・防疫・保健衛生 第2節 防疫・保健衛生

# 新旧対照表 (風水害·原子力等災害対策計画)

3. 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の健康状態を調査するとともに、 飲料水については滅菌して使用する。また、避難所にお ける生活環境の確保及び衛生状態保持のため、し尿処理 などの衛生指導を行う。

市は、避難所の生活衛生を確保するため、<u>飲料水等の</u> 衛生指導や栄養指導を行うとともに、避難所等における 被災者の食生活支援・相談を行う。

3-39 第12章 水・食品・生活必需品の供給 第2節 食品の供給

> 災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活を安 定させるため重要な役割を果たすことから、被害状況の 把握とともに、必要な食料品の確保に努めるものとす る。

> 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間 に対処するため、家庭において1週間分程度の食料を備 蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄して確 保に努める。

> 市は、<u>自ら食品供与が困難な場合は、他市町村又は県</u> に応援を要請するものとする。

- (2)炊き出しその他による食品の給与
- ① 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。

・熱源の使用不可能時: 調理不要な食品(及び飲料	(略)	(略)	
水 <u>)</u> を供給する。	(略)	(略)	
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
(略)			

② 縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。なお、この場合現物をもって支給する。

# (4) 米穀

3-40

- ② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合 は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱 要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要 領(第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給 に係る手続き)」により調達を図る。
- ③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等によ

3. 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、 仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとと もに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、 生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる ように努める。

第12章 水・食品・生活必需品の供給 第2節 食品の供給

災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活を安 定させるため重要な役割を果たすことから、被害状況の 把握とともに、必要な食料品の確保に努めるものとす る。

広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間 に対処するため、家庭において1週間分程度の食料を備 蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄して確 保に努める。

市は、<u>炊出し、その他による食品の供給を概ね次のと</u>おり実施するものとする。

- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- ① 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。

・熱源の使用不可能時:	(略)	(略)
調理不要な食品及び飲料		
水 (ペットボトル等) を供	(略)	(略)
給する。	(14)	(11)
(略)		
(略)		

②在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸 住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対し ても物資等が提供されるよう努める。

## (4) 米穀

- ② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領(第4章<u>I</u>第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
- ③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等によ

# 新旧対照表(風水害·原子力等災害対策計画)

り知事に依頼することができるほか、通信途絶などの 場合には、農林水産省<u>(生産局)</u>に要請を行うことが できる。ただし、事後、速やかに知事に報告するもの とする。

## (5) 副食品、調味料の調達

広域かつ重大な被害により、副食品等の供給が困難と なるおそれのある場合には、関係機関に協力を求めて、 その確保を図る。

#### 3-41 第3節 生活必需品の供給

- (2)物資の供給と調達
- ・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。
- ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、 関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連 携を深めるよう努力する。
- ・市は<u>自ら</u>生活必需品の供給を行うこと<u>が困難な場合</u> は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

# 3-42 第13章 輸送対策

- 1. 緊急輸送道路の確保
- (1) 道路被害情報の収集

巡視等の実施により、被害情報を速やか<u>な</u>把握<u>に努め</u>る。

## (2) 緊急輸送道路の機能確保

管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、 緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある り知事に依頼することができるほか、通信途絶などの 場合には、農林水産省<u>(政策統括官)</u>に要請を行うこ とができる。ただし、事後、速やかに知事に報告する ものとする。

## (5) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の 供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を 行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があ ることに留意する。

#### 第3節 生活必需品の供給

- (2)物資の供給と調達
- ・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。
- ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、 関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連 携を深めるよう努力する。
- ・市は被災者に対して生活必需品の供給を行うことと する。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、 次の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等 によって調達され引渡された物資から、状況に応じて 被災者に供給する。
- ・供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対し て必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を 要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物 資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### 第13章 輸送対策

- 1. 緊急輸送道路の確保
- (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
- ①巡視等の実施により、被害情報<u>及び交通状況</u>を速やかに把握する。
- ②道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧、</u>緊急輸送道路の機能確保
- ①道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努 める。
- ②管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障

# 新旧対照表(風水害·原子力等災害対策計画)

ときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に 対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がい ない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものと する。 害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。<br/>
③放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

④応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につい て応援を要求する。

# 3-46 第15章 ライフライン施設等の応急対策

第2節 ガス施設対策

- (1) 都市ガス対策
- ①東邦ガス株式会社は、災害が発生した場合、被災施設・ 設備に対する状況を速やかに調査把握する。主要供給 路線、橋梁架管、整圧器等に被害があった場合は、供 給不良ないし不能となった地域への供給再開を行う ための応急措置を講ずる。

3-48 第4節 下水道等対策

下水道管渠、ポンプ場、終末処理場等の被害に対して、 機能回復を図るための応急措置を講ずる。

3-50 第17章 応援協力・派遣要請

3-51 第2節 職員派遣の要請等

(3) 救援隊等の要請

3-56

大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互 応援協定に<u>基づき、</u>援助要請及び緊急消防援助隊の要請 を行う。 第15章 ライフライン施設等の応急対策

第2節 ガス施設対策

- (1) 都市ガス対策
- ①東邦瓦斯株式会社は、災害が発生した場合、被災施設・ 設備に対する状況を速やかに調査把握する。主要供給 路線、橋梁架管、整圧器等に被害があった場合は、供 給不良ないし不能となった地域への供給再開を行う ための応急措置を講ずる。

第4節 下水道等対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案 して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その 他の異状があることを把握したときは、次の 措置を講ず る。

第17章 応援協力・派遣要請

第2節 職員派遣の要請等

- (3) <u>緊急消防援助隊等の応援</u>要請
- ①市長は、大規模な災害等が発生した場合<u>は</u>、愛知県内 広域消防相互応援協定に<u>基づく</u>援助要請及び緊急消防 援助隊の要請を行う<u>ものとする</u>。
- ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の 保管場所等の活動拠点を確保する。
- ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部 の設置・運営に協力する。

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

市は、大規模な災害が発生して県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする<u>広</u>域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・

# 新旧対照表(風水害・原子力等災害対策計画)

となる活動拠点及び受援体制について、関係機関との調 整の上、確保、整備に努めるものとする。

県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点と しての活用も図るものとする。防災活動拠点には、その 規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点、 広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、 受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区 防災活動拠点の確保を図るものとする。

#### 3-58

## 第19章 遺体の取扱い

#### 第2節 遺体の処置 3-59

## (2)遺体処置の方法

収容した遺体について検視(調査※)を実施する。

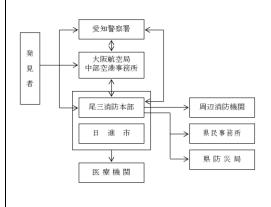
現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発 見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品 等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所 において検視(調査)を行う。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関 する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかに するために行う調査(外表の調査、死体の発見された場 所の調査、関係者に対する質問等)

#### 第26章 航空災害対策 3-71

# 1. 情報の伝達系統

## (1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合

集積に必要となる拠点及び受援体制について、関係機関 との調整の上、確保、整備に努めるものとする。

当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活 動拠点としての活用も図るものとする。防災活動拠点に は、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活 動拠点、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、 地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

#### 第19章 遺体の取扱い

#### 第2節 遺体の処置

#### (2)遺体処置の方法

収容した遺体について検視(調査※)を実施する。

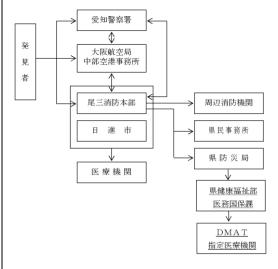
現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発 見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品 等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所 において検視(調査)を行う。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関 する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかに するために行う調査(外表の調査、死体の発見された場 所の調査、関係者に対する質問等)

#### 第26章 航空災害対策

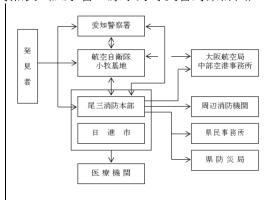
# 1. 情報の伝達系統

## (1) 民間航空機の場合



# (2) 自衛隊機の場合

# 新旧対照表 (風水害·原子力等災害対策計画)



第4編 災害復旧計画

4-1 第1章 公共施設災害復旧事業

●災害復旧事業の種類

(略)

第2章 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業<u>その他災害に関連して行われる事業に</u>要する費用は、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助する。

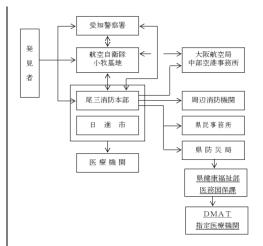
4-2 1. 法律等により一部負担又は補助するもの

<u>①</u>法律

- ·公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ·公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置 に関する法律
- ・天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関 する暫定措置法
- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の 特別措置等に関する法律

<u>②</u>要綱等

(略)



第4編 災害復旧・復興計画

第1章 公共施設等災害復旧対策

第1節 公共施設等災害復旧事業

1. 災害復旧事業の種類

(略)

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共 団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて 決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内におい て、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる 災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は 次のとおりである。

## (1) 法律

- ·公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- · 公営住宅法
- 土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- · 予防接種法
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通 に関する暫定措置法

(削除)

(2) 要綱等

(略)

#### 2. 激甚災害にかかる財政援助措置

国は、著しく激甚である災害が発生した場合は「激甚 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 (以下「激甚法」という。)に規定されている事業に対 して援助する。

「激甚法」の対象となる事業は、次のとおりである。

(略)

(追加)

(追加)

第2節 激甚災害の指定

# 1. 市における措置

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

## 2. 激甚災害に係る財政援助措置

(略)

第3節 暴力団等への対策

- 1. 市における措置
- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を 防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するな ど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営 施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴 力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

## 第2章 災害廃棄物処理対策

- 1. 市における措置
- (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、 性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄 物処理実行計画を策定する。

- (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理
- ①市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。
- ②災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあた

っては、適切なフロン回収を行う。

③環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

□尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、 避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収 集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性 又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分 等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基 準に従って行う。

なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切 なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合 は、平成26年1月1日付けで締結した「災害時の一般 廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」 に基づき周辺市町村又は県に応援要請を行う。

4-4 第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金4-6 8.罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。<u>また、</u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする

第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 第1節 罹災証明書の交付等

1. 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第2節 被災者への経済的支援等

1. 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

(追加)

4-4

(4. 厚生資金)

①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金

の貸付

「災害用慰金の支給等に関する法律」<u>に基づき、災害</u> により死亡したものの遺族に対し災害用慰金を、精神又 は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金 を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の 立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて災害 援護資金の貸付を行う。

(追加)

# 4-5 7. 義援金品の募集・受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から被災者に対して寄 託される義援金品の募集、受付及び配分について定める ものとする。

# (1) 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義 援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

## (2) 義援金品の配分

・市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分 委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配 分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適 切かつ速やかに配分する。

## 6. 災害対策基金

「災害用慰金の支給等に関する法律」<u>に基づく次の措</u>置を行う。

#### ①災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡 者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担:国4分 の2、県4分の1、市4分の1)

#### ②災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者 の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害 障害見舞金を支給する。(費用負担:国4分の2、県4 分の1、市4分の1)

#### ③災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資する ために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類 に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担:国 3分の2、県3分の1)

## (3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

# (4) 義援金品の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金品を支給する。

# ①義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義 援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応 じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際し て被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配 慮した方法とするよう努めるものとする。

# ②義援金品の配分

市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分 委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配 分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適 切かつ速やかに配分する。

## (5) 災害対策基金

(略)

#### (7(2))

・日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、市、 その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。

配分委員会が設置されていない場合は、市と支部が協議の上配分する。

#### (4. 厚生資金)

## ③ 生活福祉資金の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」により、災害で被害を受けた低所得世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を<u>営むことができるよ</u>う、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。

ただし、「災害用慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、<u>原則とし</u>てこの資金の貸付けを行わないものとする。

# 4-4 (4. 厚生資金)

## ② 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

# 4-5 (7 (2))

・報道機関、各種団体等は、募集した義援金品を被災者 に配分するが、必要に応じて市に寄託されて被災者に配 分される場合がある。 (略)

#### 2. 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに 市、その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の 迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資 の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達 できる場合にのみ、これを受け入れる。

#### 3. 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく 災害援護資金の貸付けの対象となる世帯<u>について</u>は、<u>同</u> 法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、 特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると 認められる場合に利用する。

# 4. 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館) における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

# 5. 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付 を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要に より市、県に寄託する。 5. 激甚災害特別貸付金

(削除)

# 第3節 住宅等対策

#### 1. 市における措置

## (1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住 の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住 宅を建設するものとする。

#### (2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技 術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、 被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等 についての相談に対応する。

<u>2. 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措</u>置

## (1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融 支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適 用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

## (2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住 宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住 宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

## (3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者に ついて、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した 措置を必要に応じて講ずる。

# 2. 中小企業復興資金

4-4

3. 住宅復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、一般 金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小 企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融 資を行う。

住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅

金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資

を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

# 第4節 商工業の再建支援

## 1. 市における措置

# (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援 制度に関する情報について、広く被災者に広報するとと もに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

#### 1. 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業

## 第5節 農林水産業の再建支援

- 1. 市における措置
- (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度

# 新旧対照表 (風水害・原子力等災害対策計画)

者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式 会社日本政策金融公庫法により融資する。

## 天災資金

暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林業者 等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。 なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸 付限度額、償還年限につき、有利な条件で融資する。 ② 株式会社日本政策金融公庫資金

農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた 施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。 (農林漁業セーフティネット資金等)等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

## (2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の 生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定 措置法」に基づく利子補給等を実施する。

# (3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照